

令和 3 年 第 3 回臨時会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 3 年 5 月 13 日

横 瀬 町 議 会

令和3年
第3回臨時会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月13日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○日程の追加	7
○議長の辞職について	7
○日程の追加	9
○議長の選挙	10
○議長就任のあいさつ	11
○前議長退任のあいさつ	12
○日程の追加	12
○総務文教厚生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任につ いて	13
○日程の追加	14
○総務文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会正副委員長の互選に ついて	14
○日程の追加	15
○議会運営委員会委員の選任について	16
○日程の追加	17
○議会運営委員会正副委員長の互選について	17
○諸般の報告	18
○町長あいさつ	18
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決 ・議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町税条 例等の一部を改正する条例)	19
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	21

・議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度 横瀬町一般会計補正予算（第1号））	
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
・議案第32号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
・議案第33号 令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）	
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
・議案第34号 工事請負契約の締結について	
○閉 会	25

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第33号

令和3年第3回横瀬町議会臨時会を、次の事件につき、令和3年5月13日横瀬町役場に招集する。

令和3年5月6日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

付議事件

- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）
- 1、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第1号））
- 1、横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例
- 1、令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）
- 1、工事請負契約の締結について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1 番	向	井	芳	文	議員	2 番	黒	澤	克	久	議員	
4 番	宮	原	み	さ	子	議員	5 番	浅	見	裕	彦	議員
6 番	新	井	鼓	次	郎	議員	7 番	内	藤	純	夫	議員
8 番	大	野	伸	惠	議員	9 番	若	林	想	一	郎	議員
10 番	関	根		修	議員	11 番	小	泉	初	男	議員	
12 番	若	林	清	平	議員							

不応招議員（なし）

令和3年第3回横瀬町議会臨時会 第1日

令和3年5月13日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、町長あいさつ
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、諸般の報告
- 1、議長の辞職について
- 1、選挙第 2号 議長の選挙
- 1、総務文教厚生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任について
- 1、総務文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会正副委員長の互選について
- 1、議会運営委員会委員の選任について
- 1、議会運営委員会正副委員長の互選について
- 1、諸般の報告
- 1、議案第30号 専決処分承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第31号 専決処分承認を求めることについて（令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第1号））の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第32号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第33号 令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第34号 工事請負契約の締結についての上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、閉 会

午前10時開会

出席議員（10名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員	
4番	宮	原	み	さ	子	議員	6番	新	井	鼓	次郎	議員
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員	
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（1名）

5番 浅見裕彦 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
小泉照雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼 課長兼計者 管理者
大場玲子	いきいき町民課長	平沼朋子	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	大畑忠雄	振興課長
加藤勉	建設課長	町田一生	教育次長

本会議に出席した事務局職員

小泉智 事務局長 平匡史 書記

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回横瀬町議会臨時会の招集に当たりご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
本臨時会も新型コロナウイルス感染防止策を取りながら開催いたします。
本日は、浅見裕彦議員から欠席の通告がございました。
ただいま10名の出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○内藤純夫議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○内藤純夫議長 本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

本日は、横瀬町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。開催に当たり一言あいさつを申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大が心配な状況が続いております。政府対策本部は、7日金曜日に東京都や大阪府などに対する緊急事態宣言の延長や、私たちの埼玉県に対するまん延防止等重点措置の延長を5月末までと決めました。埼玉県下の15市町がまん延防止等重点措置における措置区域となっており、横瀬町を含む秩父郡市は措置区域以外という位置づけにはなっています。措置区域以外という位置づけではありますが、引き続き感染拡大防止に努めてまいりたいというふうに思います。

懸案のワクチン接種につきましては、いわゆる「秩父方式」という1市4町で連携してワクチン接種を進めるという方式を取っております。秩父方式では、限られた地域の医療資源をより効率よく利用できること、利用者にとっても居住地以外の接種場所を選択できる等メリットは大きいと考えます。しかしながら、国のワクチンの確保が遅れている中でスタートした65歳以上の高齢者の方々を対象にしたワクチン接種予約受付においては、限られた予約枠に申込みが多数相次ぎ、電話回線が繋がらなくなるなどのトラブルが全国的に多発している状況です。当町においても電話がなかなか繋がらないといった苦情やラインの操作を教えてほしいなどのご相談が多数寄せられました。住民の皆様にはご不便をおかけしていることは大変心苦しく思います。幸いここへ来て、ワクチンの確保のめどが立ってまいりましたので、安心し

て余裕を持って予約していただけるよう鋭意改善を図っていきたいと考えます。

町内では5月22日土曜日をスタートに、毎週土曜日、町民会館において集団接種を進めてまいります。65歳以上の高齢者の皆さんを対象にしたワクチン接種については、国がめどとした7月末までにというのはなかなか簡単なことではないですが、できるだけ早期に接種ができますよう、引き続き1市4町及び秩父郡市医師会とよく連携して進めていきたいと思います。

最後に、本臨時会にご提案申し上げました議案であります。専決処分の承認を求めることについて2件、条例の一部改正1件、令和3年度一般会計補正予算1件、工事請負契約の締結について1件であります。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

○内藤純夫議長 以上で町長のあいさつを終わります。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○内藤純夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により

10番 関根 修 議員

11番 小泉 初 男 議員

12番 若林 清平 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

_____ ◇ _____

◎会期の決定

○内藤純夫議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここでお諮りいたします。本臨時会の会期は、提案されました議案等を勘案いたしまして、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○内藤純夫議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中の議員の辞職について申し上げます。令和3年3月31日付で阿左美健司議員から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願いがあり、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたので、ご報告いたします。

次に、広報常任委員会委員の選任について申し上げます。広報常任委員会委員が1名欠員になっておりましたが、横瀬町議会委員会条例第7条第2項の規定により、令和3年5月6日付、黒澤克久議員を委員に指名いたしましたので、併せてご報告いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時07分

〔議長、副議長と交代〕

○宮原みさ子副議長 再開をいたします。

◇

◎日程の追加

○宮原みさ子副議長 内藤純夫議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○宮原みさ子副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることを決定いたしました。

◇

◎議長の辞職について

○宮原みさ子副議長 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番、内藤純夫議員の退場を求めます。

〔7番 内藤純夫議員退場〕

○宮原みさ子副議長 それでは、事務局長をして辞職願を朗読いたさせます。

事務局長。

○小泉 智事務局長

辞 職 願

このたび一身上の都合により議長の職を辞したいので、許可されるよう願います。

令和3年5月13日

横瀬町議会議長 内 藤 純 夫

横瀬町議会副議長 宮 原 みさ子 様

以上でございます。

○宮原みさ子副議長 ここでお諮りいたします。

内藤純夫議長から提出されました議長辞職願の取扱いについて発言を求めます。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ただいまの辞職届について、受理しないように取り計らいしていただくよう提案いたします。

この件につきましては、浅見裕彦議員が受理しないよう発言したいと言っていました。しかし、今日欠席となりましたので、私も同じ気持ちでしたので、受理しないようお願いしたいと思います。理由は2つあります。1つとして、全国町村議会議長会編の議員必携26、27ページに、議長及び副議長について取り上げられてあります。1、議長、副議長の地位として、議長の短期交代制は議長、ひいては議会全体の権限を自ら下すものとして、厳に慎まなければならない。議会軽視を議員が行うものだと思っています。

そして、2として、議長、副議長の任期と辞任ですが、議長及び副議長の任期は、議員の任期によるとされているので、4年ということになる。なお、町村議会によっては、議長交代制を取っている例が見られるが、法定どおり4年とすべきであるとあります。内藤議長が議員そのものを辞職するのであればやむを得ませんが、議員を継続するのであれば続けてやっていただきたいと思います。

そして、前期、小泉議長も4年でした。同じく議員の心構えの項では、住民の福祉とは、直接関連のない議会の内部運営や人事案件で紛糾するようなことでは、住民の信頼は得られないともあります。収束が見えないコロナ禍で多くの町の人々が不安を感じている中でもあります。議長の交代は避けたほうがよいと思います。

そして、理由の2として、内藤議長は阿左美県議選の補選で大変活躍していただきました。多くの人からも同様の声を聞いています。オール横瀬の体制ができたことも内藤議長のご尽力だと感謝しています。阿左美健司議員も県議に無事当選を果たすことができました。オール横瀬は町の方が議会に一番望んでいるものです。こんな小さな町でのごたごたしないでくれ、まとまって横瀬をよくするのが当たり前だと、今回のことを大変喜んでくれていました。オール横瀬を実現してくれた内藤議長に継続し、議会をお願いしたいと考えています。受理しないよう取り計らいをお願いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○宮原みさ子副議長 ただいま8番、大野伸恵議員からのご意見がございましたが、ほかにご意見はござい

ますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 慣例で一応1年というのはちょっとどうかなと思いますので、2年過ぎましたので、一度受理して、また選挙等で拝命したらいいのではないかと思います、受理するようお取り計らい願いたいと思います。

○宮原みさ子副議長 ただいま10番、関根修議員からご意見ございました。ほかにご意見ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 私も横瀬町議会にお世話になりまして今11期目になって、いろんな経験をしてきました。その中でこの間この臨時会における議長選挙は、様々な形が取られてきました。そういう中で辞職願を提出した議長の意思を尊重した結論がほとんど取られております。たまたま2年たちますと、常任委員会の改選もあります。いろんな議会の構成が変わるところであります。一旦辞表につきましては受理をいたしまして、それから新しい今後2年間の横瀬町議会の構成を考えていったらいかかと思えます。これは長年の中で定数22から現在12人に少なくなってきましたので、いろいろと前の例は適用しないというふうに思いますが、やはりここで皆さんの意見を聞きながら新しい形での議会構成ができれば、そのほうがよりベターだというふうに思っています。

それと、これからの横瀬町議会のあるべき姿をこれからいろいろと話し合っていくことも大事かと思えます。そういう意味合いからいたしましても、今回内藤議長の辞職の件につきましては、本人の意思を尊重して一旦受理し、改めて議長選挙に臨むべきだと、そんなふうに思っています。よろしく願いたいと思います。

○宮原みさ子副議長 ただいま12番、若林清平議員からご意見ございました。ほかにご意見ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○宮原みさ子副議長 異議がございますので、議長辞職願の許可について採決をいたします。

内藤純夫議長の議長辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○宮原みさ子副議長 起立多数です。

よって、内藤純夫議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

7番、内藤純夫議員の入場を求めます。

〔7番 内藤純夫議員入場〕



◎日程の追加

○宮原みさ子副議長 ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○宮原みさ子副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎議長の選挙

○宮原みさ子副議長 追加日程第2、選挙第2号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選による方法がございますが、どちらの方法がよろしいか発言を求めます。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 投票でお願いいたします。

○宮原みさ子副議長 ただいま10番、関根修議員から投票でお願いしたいという発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

これより議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○宮原みさ子副議長 ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、議長より指名いたします。

1 番 向 井 芳 文 議員

6 番 新 井 鼓次郎 議員

1 2 番 若 林 清 平 議員

以上3名の方を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○宮原みさ子副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○宮原みさ子副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○宮原みさ子副議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○宮原みさ子副議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○宮原みさ子副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

向井芳文議員、新井鼓次郎議員、若林清平議員に開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○宮原みさ子副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10票

投票総数のうち

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち

若林 想一郎 議員 6票

内藤 純 夫 議員 4票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は2.5票です。

したがって、6票を獲得した若林想一郎議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○宮原みさ子副議長 ただいま議長に当選されました若林想一郎議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。



◎議長就任のあいさつ

○宮原みさ子副議長 ただいま議長に当選されました若林想一郎議員に議長就任のごあいさつをお願いいたします。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 9番、若林想一郎でございます。お許しをいただきまして、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま栄えある横瀬町議会の議長にご選任を賜り、心から感謝を申し上げます。私自身限りなく光栄に存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。私は議員各位のご理解とご支援を得ることを念頭に、円滑な議会運営と議会のさらなる活性化に努めていく所存でございます。現在横瀬町には少子高齢化に伴う人口減少をはじめとする諸課題が山積しております。依然として厳しい財政状況でございますが、活力にあふれた安全で住みやすいまちづくりを進めていくことが町民の皆様の

願いであるとの認識に立ち、その負託に応えるべく、町長をはじめ執行部の皆様とともに努力してまいります。今後とも議員の皆様方の温かいご支援並びにご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○宮原みさ子副議長 議長就任のあいさつを終わります。

議員各位のご協力によりまして、無事に議長の選出ができました。ありがとうございました。

それでは、若林想一郎議員、議長席へお願いいたします。

〔若林想一郎議長、議長席に着く〕

○若林想一郎議長 お許しをいただきまして、議長席に着かせていただきます。

◇

◎前議長退任のあいさつ

○若林想一郎議長 それでは、ここで今まで議会運営にご尽力をいただきました前議長、内藤純夫議員に議長退任のごあいさつを承りたいと思います。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 私のわがままを皆さん聞き入れていただき、大変ありがとうございました。

2年間皆さんにお世話になりました。「本当であれば議長の私が県会議員になっているわけだったので、ちょっとそこにいる副議長が県会議員に行ってしまいましたので、大変もったいないのですが、最初の1年はいろいろ会議もありましたが、ここ1年は会議、懇親会全てなく、ただ皆様のご協力によりましてお盆に議会を開催するなど、コロナ対策は大分迅速にはできたなと思っています。これも皆様のおかげ、執行部の皆様のおかげでございます。大変2年間ご協力ありがとうございました。

○若林想一郎議長 ありがとうございました。

以上で議長退任のあいさつを終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○若林想一郎議長 再開いたします。

◇

◎日程の追加

○若林想一郎議長 ここでお諮りいたします。

常任委員会委員の任期は、横瀬町議会委員会条例第3条第1項に2年と規定されており、総務文教厚生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の任期は、令和3年5月13日で任期満了となります。

総務文教厚生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、総務文教厚生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎総務文教厚生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任について

○若林想一郎議長 追加日程第3、総務文教厚生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、横瀬町議会委員会条例第7条第2項により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、事務局長立会いの下に副議長と相談の上で選考し、ご指名申し上げたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時39分

○若林想一郎議長 再開いたします。

総務文教厚生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任でございますが、議長よりご指名申し上げます。

事務局長をして発表いたさせます。

○小泉 智事務局長 それでは申し上げます。

総務文教厚生常任委員会委員

1番 向井芳文 議員	4番 宮原みさ子 議員
6番 新井鼓次郎 議員	9番 若林想一郎 議員
10番 関根修 議員	12番 若林清平 議員

続きまして、産業建設常任委員会委員でございます。

2番 黒澤克久 議員	5番 浅見裕彦 議員
7番 内藤純夫 議員	8番 大野伸恵 議員
9番 若林想一郎 議員	11番 小泉初男 議員

以上でございます。

○若林想一郎議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおり、総務文教厚生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員を決定したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、総務文教厚生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任については、先ほどの発表のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時42分

○若林想一郎議長 再開いたします。

◇

◎日程の追加

○若林想一郎議長 ここでお諮りをいたします。

総務文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、総務文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎総務文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会正副委員長の互選について

○若林想一郎議長 追加日程第4、総務文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

横瀬町議会委員会条例第8条第1項及び第2項の規定に基づきまして、総務文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会の委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

なお、総務文教厚生常任委員会は301会議室、産業建設常任委員会は第1委員会室に移動し、互選をお願いいたします。

互選をしていただく間、休憩いたします。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時48分

○若林想一郎議長 再開いたします。

総務文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会正副委員長の互選結果について事務局長に発表いただきます。

事務局長。

○小泉 智事務局長 それでは、事務局より発表させていただきます。

総務文教厚生常任委員会委員長	1番	向井芳文	議員
副委員長	4番	宮原みさ子	議員
産業建設常任委員会委員長	2番	黒澤克久	議員
副委員長	8番	大野伸恵	議員

以上でございます。

○若林想一郎議長 事務局長の発表を終わります。

ただいま事務局長をして発表いたしましたとおりが了承いただきたいと思います。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○若林想一郎議長 再開いたします。

◇

◎日程の追加

○若林想一郎議長 ここでお諮りいたします。

議会運営委員会委員の任期は、横瀬町議会委員会条例第5条第3項の規定により常任委員会委員の任期を準用することになっており、令和3年5月13日で任期満了となります。

議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議会運営委員会委員の選任について

○若林想一郎議長 追加日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、横瀬町議会委員会条例第7条第2項により、議長が会議に諮って指名することになっております。

つきましては、事務局長立会いの下に副議長と相談の上で選考し、ご指名を申し上げたいと思います。暫時休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○若林想一郎議長 再開いたします。

議会運営委員会委員について議長よりご指名を申し上げます。

事務局長をして発表いただきます。

事務局長。

○小泉 智事務局長 それでは、事務局より発表させていただきます。

議会運営委員会委員、

4番 宮原 みさ子 議員 6番 新井 鼓次郎 議員

7番 内藤 純夫 議員 10番 関根 修 議員

11番 小泉 初男 議員 12番 若林 清平 議員

以上でございます。

○若林想一郎議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおり議会運営委員会委員を決定したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、先ほどの発表のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○若林想一郎議長 再開いたします。



◎日程の追加

○若林想一郎議長 ここでお諮りいたします。

議会運営委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議会運営委員会正副委員長の互選について

○若林想一郎議長 追加日程第6、議会運営委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

横瀬町議会委員会条例第8条第1項及び第2項の規定に基づきまして、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、互選に際しましては、第1委員会室をご利用いただきたいと思います。

互選をしていただく間、休憩といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○若林想一郎議長 再開いたします。

議会運営委員会正副委員長の互選結果について、事務局長より発表いたします。

事務局長。

○小泉 智事務局長 それでは、事務局より発表させていただきます。

議会運営委員会委員長 6番 新井 鼓次郎 議員

副委員長 7番 内藤 純夫 議員

以上でございます。

- 若林想一郎議長 事務局長の発表を終わります。
ただいまの発表のとおりご了承いただきたいと思います。
ここで休憩といたしたいと思います。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時12分

- 若林想一郎議長 再開をさせていただきます。

◇

◎諸般の報告

- 若林想一郎議長 追加日程第7、諸般の報告を行います。
ただいま別室にて横瀬小学校校舎特別委員会の緊急の会議がございました。委員長であります私が辞任ということになりましたので、その後任を決めさせていただきました。

ということで、局長のほうから発表させていただきます。

- 小泉 智事務局長 それでは、発表させていただきます。

横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長 6番 新井 鼓次郎 議員
副委員長 1番 向井 芳文 議員

以上でございます。

- 若林想一郎議長 ありがとうございます。

◇

◎町長あいさつ

- 若林想一郎議長 ここで議案の審議に入る前に、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

- 富田能成町長 ただいま議長をはじめ、常任委員会等の構成が決定され、新しい議会の体制が整いましたことを心からお喜び申し上げます。新体制の下、積極的な議会活動が展開されるものとご期待を申し上げます。

退任をなされました内藤前議長におかれましては、その手腕を遺憾なく発揮され、円滑な議会運営にご尽力いただきましたことに御礼申し上げます。

また、新たに就任されました若林議長におかれましては、町民からの信望も厚く、常日頃から町勢発展

のためにご活躍をされておる方でございます。今後の議会運営にお力を十分発揮されますことを心からご期待申し上げますとともに、横瀬町の発展のため一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、あいさつとさせていただきます。

○若林想一郎議長 以上で町長のあいさつを終わります。



◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第4、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第30号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例を改正する必要が生じ、令和3年3月31日、横瀬町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

税務会計課長。

〔新井幸雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 議案第30号の概要説明をいたします。お手元にお配りしてあります資料、新旧対照表と資料②、改正概要を御覧ください。

今回の改正は、主に町民税、固定資産税、軽自動車税などに関連しております。まず、町民税関係です。令和2年度の税制改正におきまして、令和6年度分以後の個人町民税について30歳以上70歳未満の国外居住親族は、原則扶養控除の対象外となりました。今回の改正でさらに個人町民税均等割と所得割の非課税限度額及び均等割の軽減につきましても、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするものでございます。これが資料②、改正概要中のナンバー1、3、8の改正条例となります。

また、給与所得者の扶養親族報告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書等の税務関係書類の電子化を推進する観点から、電子提出の要件となる税務署長の承認が不要となりました。これらの改正条例が②のナンバー2、4、6となります。

また、ナンバー5ですが、ここの改正条例におきまして、退職所得申告書の定義についての改正を行っております。

ナンバー9になりますが、ここの改正条例におきまして、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例につきましても、この特例の対象となる医薬品の範囲の見直しを行った上で、その適用期限を5年延長するものでございます。

また、資料②、裏面に行きますけれども、2枚目のナンバー21の改正条例におきまして、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、一定の要件を満たす場合に、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和17年度分の個人町民税まで延長するものでございます。

続きまして、固定資産税関係でございます。1枚目、ナンバー10のところの改正におきまして、これは引用先の改正に伴う項の削除と項の繰上げを行っております。

続く改正条例のナンバー11、12、13、14におきまして、土地に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、現行の制度の適用期限が令和2年度までとされておりますが、現行の仕組みを令和3年度から令和5年度までの3年間延長すること、さらに新型コロナウイルス感染症によって社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことなどを踏まえまして、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り地価の上昇によりまして税額が増加する土地について、令和2年度の税額に据え置く特別な措置が講じられることとなりました。

改正条例のナンバー15とナンバー20につきましては、法律改正に伴います適用期間の延長となります。

続きまして、改正条例のナンバー7、16、17、18、19におきまして、軽自動車税関連の改正となります。まず、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長すること、また軽自動車税、これは種別割になりますが、種別割のグリーン化特例、これは軽課といえますけれども、この特例のうち50%軽減及び25%軽減の対象を営業用の乗用車に限定した上で特例の期限を2年間延長することなどの改正を行っております。

続きまして、ナンバー22におきましては、令和2年の改正条例におきまして、今回の改正に伴う条ずれが生じたため、それらを反映させるものでございます。

続きまして、議案に添付してございます専決処分書の別紙、横瀬町税条例の一部を改正する条例を御覧いただきたいと思っております。このページ数が打ってなくて、見づらくて申し訳ありませんけれども、3枚目を御覧いただきたいと思っております。ここに附則がございますけれども、附則のうちの第1条第1項第3号中、(3)と記載されている部分でございますけれども、その文章の後半部分に、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第〇号）ということで、これ空欄になっております。これは条例番号が空欄となっているわけでございますが、これは地方税法等の一部改正が公布された令和3年3月31日時点、専決の時点でありまして、この時点で法律の一部改正が成立していなかったためでございます。今後国で改正法が成立した段階で条例番号を補完することになります。

また、今回の専決の施行日につきましては、資料②の条例欄に記載のあるもの以外につきましては、公布の日となります。

以上で税条例の一部改正の概要説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決をいたします。

日程第4、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第5、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第31号 専決処分の承認を求めることについてであります。令和3年4月18日執行埼玉県議会議員補欠選挙に行い、緊急に令和3年度横瀬町一般会計予算を補正する必要が生じ、令和3年4月1日、令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○若林想一郎議長 前例に倣い、休憩をして担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第1号））は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第31号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第6、議案第32号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第32号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者に対する介護保険の保険料の減免に係る規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、議案第32号の細部説明をさせていただきます。

新旧対照表を御覧ください。附則第7条第1項でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が令和3年度についても行われることから、減免の対象となる保険料の納期限を令和4年3月31日までに延長するものでございます。

また、同項第1号及び第2号につきましては、第2号イにおいて、減免対象者の合計所得金額について税制改正に伴う所得の見直しを反映させた後の合計所得金額とすることを明確化するとともに、字句の整理を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日からとしておりますが、令和3年4月1日からの遡及適用となっております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第32号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第7、議案第33号 令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第33号 令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万8,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,152万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 前例に倣い、休憩をして担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時35分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第33号 令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第8、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第34号 工事請負契約の締結についてであります。町道3175号線改築工事（3工区）の請負契約を締結したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 議案第34号 工事請負契約の締結について説明いたします。

工事名は、町道3175号線改築工事（3工区）でございます。工事の施工場所は、秩父郡横瀬町大字横瀬字拾番地内、町道3175号線延長95メートル区間であります。

入札につきましては、4月16日に指名競争入札で実施をいたしました。業者につきましては12社を指名し、全ての業者が応札し、応札の結果、5,680万円で落札をいたしました。

請負金額につきましては、消費税及び地方消費税を含めて6,248万円でございます。

請負者は、埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6565番地、株式会社大場建設、代表取締役、大場武でございます。

なお、工期につきましては、令和3年11月30日となっております。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第34号 工事請負契約の締結については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○若林想一郎議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

○若林想一郎議長 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和3年第3回横瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 若 林 想 一 郎

前 議 長 内 藤 純 夫

副 議 長 宮 原 み さ 子

署 名 議 員 関 根 修

署 名 議 員 小 泉 初 男

署 名 議 員 若 林 清 平